



発行 東京都

目次

21

条 例

- 東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例……………（産業労働局）…二
- 東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（同）…二
- 東京都海上公園条例の一部を改正する条例……………（港湾局）…三
- 東京都営空港条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都自然公園条例の一部を改正する条例……………（環境局）…四
- 東京都立公園条例の一部を改正する条例……………（建設局）…五
- 東京都霊園条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例……………（東京消防庁）…七
- 特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（総務局）…七

条例のあらまし

●東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例（条例第四一号）

一 東京都立中央・城北職業能力開発センター・高年齢者校及び東京都立城南職業能

力開発センター大田校の移転に伴い、位置を改めるほか、職業訓練の基準に係る規定を改めます。

二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第四二号）

一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五七号）の施行に伴い、輸出証明書の発行等に関する手数料を設けます。

（例）輸出証明書発行手数料 八七〇円

二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都海上公園条例の一部を改正する条例（条例第四三号）

一 東京都立フェリーふ頭公園を廃止するとともに、使用料及び占用料の上限額を改定します。

二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都営空港条例の一部を改正する条例（条例第四四号）

一 大島空港格納庫の設置に伴い、設備使用料に係る規定を設けます。

二 この条例は、令和三年五月一日から施行します。

●東京都自然公園条例の一部を改正する条例（条例第四五号）

一 有料施設等の使用料に係る規定を設けるほか、使用料及び占用料の上限額を改定します。

（例）有料施設等の使用料

東京都立大島公園海のふるさと村 セントラルロッジ

一般 一人一泊 二、〇〇〇円

二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都立公園条例の一部を改正する条例 (条例第四六号)

- 一 都立公園の使用料及び占用料の上限額を改定します。
- 二 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 (令和二年法律第四三号) の施行による都市再生特別措置法 (平成一四年法律第二二号) の改正等に伴い、所要の改正を行います。
- 三 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都霊園条例の一部を改正する条例 (条例第四七号)

- 一 使用料の上限額を改定します。
- 二 多磨霊園の樹林型合葬埋蔵施設使用料に係る規定を設けます。
(例) 多磨霊園の樹林型合葬埋蔵施設使用料
一体につき 九一、〇〇〇円
- 三 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第四八号)

- 一 東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間の変更に伴い、消防吏員の一部を定数外とすることができる措置を令和四年三月三十一日まで延長します。
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第四九号)

- 一 大規模災害時の人員確保等を図るため、大規模災害団員制度を導入します。
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第五〇号)

- 一 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、防疫等業務手当に関する措置に係る規定を改めます。

二 この条例は、公布の日から施行し、令和三年一月八日から適用します。

条 例

東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十一号

東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例

東京都立職業能力開発センター条例 (昭和四十六年東京都条例第四十四号) の一部を次のように改正する。

第四条の表東京都立中央・城北職業能力開発センター高年齢者校の項位置の欄を次のように改める。

東京都新宿区百人町三丁目二十五番一号

第四条の表東京都立城南職業能力開発センター大田校の項位置の欄を次のように改める。

東京都大田区羽田旭町十番十一号

第十三条第一項第三号中「添削指導及び面接指導」を「、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改め、同条第二項第三号中「添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導」を「、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十二号

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例
東京都産業労働局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十八号）の一部を次のように改正する。
別表十九の項の次に次のように加える。

<p>二十 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）に基づく事務</p> <p>イ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十五条第二項の規定に基づく輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年財務省・厚生労働省・農林水産省令第一号）第四条第一号の衛生証明書に係るもの又は同条第三号の漁獲証明書等に係るものに限る。）の発行</p> <p>ロ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十七条第二項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査</p>	<p>輸出証明書発行手数料</p>	<p>八百七十円</p>	<p>発行申請のとき。</p>
<p>適合施設認定申請手数料</p> <p>一 書類審査及び現地調査を行う場合</p> <p>二 書類審査のみを行う場合</p>	<p>二万九百円</p> <p>一万四百円</p>	<p>認定申請のとき。</p>	

附則
この条例は、令和三年四月一日から施行する。

東京都海上公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十三号

東京都海上公園条例の一部を改正する条例
東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）の一部を次のように改正する。
別表第一ふ頭公園の部東京都立フェリーふ頭公園の項を削る。
別表第二一の項中「千七百十一円」を「千七百三十二円」に改め、同表二の項中「七百二十三万三百円」を「六百八万二千五百円」に改める。
別表第五中「千四百四十六円」を「千四百四十九円」に、「五百十二円」を「五百十三円」に、「千二十四円」を「千二十六円」に、「四百九円」を「四百十円」に、「八百九十二円」を「八千二百八円」に改める。

附則

- この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都海上公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

東京都営空港条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十四号

東京都営空港条例の一部を改正する条例
東京都営空港条例（昭和三十七年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。
別表第二設備使用料の部大島空港給油設備の項の次に次のように加える。

大島空港格納庫 一月 四十九万四千五百円

別表第二備考一に次のただし書を加える。

ただし、大島空港格納庫の使用期間に一月未満の端数があるときは、日割りをもつて計算するものとする。

別表第二備考に次のように加える。

五 大島空港格納庫を分割して使用する場合は、分割割合を乗じて得た額とする。

六 大島空港格納庫の使用料に百円未満の端数があるときは、百円に切り上げる。

附則

この条例は、令和三年五月一日から施行する。

東京都自然公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十五号

東京都自然公園条例の一部を改正する条例

東京都自然公園条例(平成十四年東京都条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五十三条の次に次の一条を加える。

(使用料等)

第五十三条の二 知事は、別表第三の二に掲げる有料施設等の使用料を当該有料施設等の使用について、前条の承認を受けた者から徴収する。

2 前項の使用料の額は、別表第三の二に定める額の範囲内において規則で定める。

3 知事は、前条の規定により使用の承認に関する事務を行うに当たって必要があると認めるときは、予納金を徴収することができる。

4 前項の予納金は、使用料に充当するものとする。

5 第一項の使用料及び第三項の予納金の徴収方法は、規則の定めるところによる。

第五十四条第一項中「前条」を「第五十三条」に改める。

第五十五条中「指定管理者」を「知事又は指定管理者」に改め、「ときは、」の下に「知事は第五十三条の二第一項の使用料を、指定管理者は」を加える。

第六十二条中「、占用料」の下に「、予納金」を加え、同条ただし書中「及び占用料」を「、占用料及び予納金」に改める。

第六十六条の三第三項を次のように改める。

3 前項の場合にあつては、第五十三条の二及び別表第四の規定を準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「別表第三の二」とあるのは「別表第四」と、同条第二項中「規則で」とあるのは「知事が」と、同表中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

別表第二中「二万三百円」を「一万八千円」に改める。

別表第三中「九十二円」を「九十四円」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第三の二(第五十三条の二関係)

一 有料施設の使用料

(一) テニスコート

名称	単位	使用料
東京都立大島公園テニスコート	一箇所一回(二時間以内)	四百円

(二) 宿泊施設

名称	種別	単位	使用料
東京都立大島公園海のふるとと村	一般	一人一泊	二千円
	小学生(小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。)の児童をいう。以下同じ。)及び中学生(中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学		千六百元

校の中学部及びこれらに準ずるものを含む。)の生徒をいう。(以下同じ。)

学齢に達しない者(一ベッド使用の場合)

場	デッキテントサ	一般	一人一泊	三百円
		小学生及び中		百五十円
場	フリーテントサ	一般		二百円
		小学生及び中		百円
場	イト	学生		
		小学生及び中		

二 有料用具の使用料

種別	種類	単位	使用料
デッキテント	東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する場合	一組一泊	四千元
フリーテント	東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する場合	一組一泊	二千元
毛布	東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する場合	一枚一泊	二百円

別表第四 一の項を次のように改める。

一 有料施設の利用料金

名称		種別		単位		利用料金	
東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村	ケビン	八人用	一人一泊	一室一泊		二万円	
		四人用				一万円	
キャンプ	フリーテントサ	一般	一人一泊	一人一泊		二百円	
		小学生及び中				百円	

東京都立多幸湾公園	キャンプ	デッキテントサ	学生	一人一泊	千円
		イト	小学生及び中		五百円
		フリーテントサ	一般		四百円
		イト	小学生及び中		二百円

別表第四 二の部デッキテントの款東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する場合の項及び同部フリーテントの款東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する場合の項を削る。

附則

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都自然公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

東京都立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十六号

東京都立公園条例の一部を改正する条例

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)の一部を次のように改正する。

第三条の六第一項中「第四条第一項ただし書」の下に「(法第五条の九第一項又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第六十二条の七第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「第五項」を「第七項」に改め、同条第二項中「次項」を「第五項」に改め、「百分の十」の下に「(次項及び第四項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。)」を加え、同条第五項中「前

三項に」を「第二項及び前二項に」に、「前三項の」を「第二項から前項までの」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項に規定する休養施設」を「第二項に規定する休養施設」に、「第一号から第三号まで」を「次の各号」に、「前項に規定する建築物」を「前三項に規定する建築物」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 認定公募設置等計画（法第五条の七第一項に規定する認定公募設置等計画をいう。）に基づき公募対象公園施設（法第五条の二第一項に規定する公募対象公園施設をいう。以下同じ。）である建築物（前項及び第五項から第七項までに規定する建築物を除く。）を設ける場合は、都市公園の敷地面積の百分の十（前項及び次項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。）を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

4 公園施設設置管理協定（都市再生特別措置法第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定をいう。）に基づき滞在快適性等向上公園施設（同法第四十六条第十四項第二号に規定する滞在快適性等向上公園施設をいう。）である建築物（第二項及び次項から第七項までに規定する建築物を除く。）を設ける場合は、都市公園の敷地面積の百分の十（前二項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。）を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

第三条の七を削り、第三条の八を第三条の七とする。

第九条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、「同じ。」の下に「及び協定一体型事業実施主体等（都市再生特別措置法第六十二条の五第一項に規定する協定一体型事業実施主体等をいう。第五項において同じ。）を加え、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 協定一体型事業実施主体等からは、都市再生特別措置法第六十二条の五第三項に規定する使用料の額を徴収する。

第九条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第五条の七第三項及び都市再生特別措置法第六十二条の五第三項に規定する条例で定める額は、別表第三に定める額の範囲内において東京都規則で定める額とする。別表第三 二の項中「七百七十三万二千三百円」を「七百六十七万四千四百円」に改める。

別表第四中「千四百六十六円」を「千四百九十九円」に、「千二十四円」を「千二百六十四円」に、「四百九十九円」を「四百十円」に、「五百十二円」を「五百十三円」に、「第七条各号」を「第十八条各号、第十九条及び第二十条各号」に、「八千九百九十二円」を「八千二百八円」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

東京都霊園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十七号

東京都霊園条例の一部を改正する条例

東京都霊園条例（平成五年東京都条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「百七十一万円」を「百七十四万円」に、「六十六万円」を「六十四万八千円」に、

樹林型合葬埋蔵施設		小平霊園	一体につき	十三万四千円
樹林型合葬埋蔵施設		多磨霊園	一体につき	九万一千円
樹林型合葬埋蔵施設		小平霊園	一体につき	十三万四千円

円」を「十五万四千円」に、「千八百円」を「千六百円」に、「六千七百円」を「六千

に、「十七万四千

四百円」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都霊園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十八号

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例

東京消防庁職員定数条例（昭和二十七年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（定数外職員）

- 3 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、初任教養のため、消防学校に入校中の消防吏員のうち二百七十五人以内については、予算の範囲内で、定数外とすることができる。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十九号

特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和二十四年東京都条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

- 第十三条第二項中「前項」を「前二項」に、「の各号に該当する」を「に掲げる」に改め、同項第二号中「異なる階級に異動した」を「適用を異にする異動があつた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、消防団員のうち、震災その他の大規模災害時において出勤服務することを主たる職務の内容とするものに対しては、年につき七、〇〇〇円の報酬を支給する。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十号

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「三千円」を「五千円」に改める。

附則第四項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第三項の規定は、令和三年一月八日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

2 適用日前にこの条例による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正前の条例」という。)に規定する業務に従事したことにより支給することとなつた特殊勤務手当で、適用日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

(二暦日にわたる勤務の取扱い)

3 改正後の条例の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、適用日以後に始まる勤務から適用し、適用日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

(防疫等業務手当の内払)

4 改正前の条例附則第三項の規定により読み替えて適用される改正前の条例の規定により防疫等業務手当を支給された職員で、改正後の条例附則第三項の規定により読み替えて適用される改正後の条例の規定による防疫等業務手当の支給を受けることとなるものについては、改正前の条例附則第三項の規定により読み替えて適用される改正前の条例の規定により支給された防疫等業務手当は、改正後の条例附則第三項の規定により読み替えて適用される改正後の条例の規定による防疫等業務手当の内払とみなす。

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

